

新庄まつりホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新庄まつりホームページの有料広告枠に広告を掲載する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 ホームページに掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張や意見広告
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 誇大表示、不当等表示その他不適切な表示があるもの
- (7) その他、広告媒体に掲載する広告として不適當であると新庄まつり委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 掲載を募集する広告枠の規格は、1枠あたり縦50ピクセル×横148ピクセルとし、形式をJ P E G若しくはG I F形式に限定する。画像は広告掲載申込者（以下「申込者」という。）が作成したものを入稿するものとする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、1枠当たり1か月5,000円とする。ただし、連続する12か月の申し込みの場合は、50,000円とする。

(掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、新庄まつりホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第6条 申込者は、新庄まつりホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、会長に申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第7条 会長は、広告の掲載の申込みがあったときは、その可否を決定するものとする。

- 2 会長は、広告の可否を決定したときは、新庄まつりホームページ掲載決定通知書（様式第2号）又は新庄まつりホームページ広告非掲載決定書（様式第3号）により当該決定をした者に通知するものとする。

(審査機関)

第8条 広告の掲載に関し疑義が生じた場合、新庄市有料広告掲載基準に準じ、新庄まつり委員会にて審査を行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 第7条第1項の規定により広告の掲載を受けた者（以下「広告主」という。）は、会長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 会長が指定する日までに広告原稿の提出がないとき
- (2) 会長が指定する日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) その他会長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。